



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
43 大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)	1
44 道路の区域変更	(道路保全課)	2
45 道路の供用開始	(")	3
46 和歌山都市計画公園事業の事業計画の変更	(都市政策課)	3
47 貸付金の償還金の収納事務の委託	(教育委員会)	3
○ 公告		
都市計画の案の縦覧	(都市政策課)	4
○ 公営企業管理規程		
*1 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程		4

告 示

和歌山県告示第43号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルシティ和歌山
和歌山県和歌山市小雑賀805番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

他未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年8月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
15,719㎡
- 6 駐車場の収容台数
907台
- 7 駐輪場の収容台数
238台
- 8 荷さばき施設の面積
425㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
100.1m³
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
6箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成25年12月27日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成26年1月21日から同年5月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

田辺市上秋津字川中口1416番1 地内	旧	9.00 ） 37.90	203.00	
同上	新	10.00 ） 40.60	203.00	

和歌山県告示第45号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市上秋津字川中口1416番1地内

供用開始の期日 平成26年1月21日

和歌山県告示第46号

和歌山都市計画公園事業の事業計画の変更については、平成25年12月25日付け国近整計管和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画公園事業 6・5・2号 紀三井寺公園

2 施行者の名称 和歌山県

3 事業所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号

2 委託した貸付金の償還金

修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの

3 委託期間

平成26年1月6日から同年3月15日まで

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成26年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路（3・5・7号 外環状線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県田辺市文里一丁目、文里二丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
田辺市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成26年1月21日から同年2月4日まで

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、企業職員の勤務時間その他勤務条件に関する規程（昭和42年公営企業訓令第2号）第4条に定める勤務については5,100円とするほか」を削る。

別表第2中「次に掲げる現場」を「工業用水道施設及びその周辺」に改め、「（1）工業用水道の取水口周辺」及び「（2）ずい道内」を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。